

豊田市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

(目的)

第1条 近年の建設業界では、夏期における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる費用に関する現場管理費の補正が試行されている。

本市においても建設業界の将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることから、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行に取り組むこととする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を次のとおり定義する。

- (1) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。
- (2) 工事期間とは、契約書記載の工期をいう。ただし、余裕期間制度適用工事の場合は、覚書記載の実工事期間とする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(対象工事)

第3条 豊田市が発注する土木工事のうち、令和8年4月1日以降に契約する主たる工種が屋外作業の工事を対象とする。

(取組内容)

第4条 本要領に基づく試行工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であることを特記仕様に明記する。
- (2) 受注者は、工事着手前に提出する「施工計画書」に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事期間内における真夏日の発生日数が確認できる資料を、別紙を参考に作成する。
- (4) 受注者は、監督員が最終変更設計書の作成開始時まで、真夏日の発生日数が分かる資料を提出する。最終変更設計書の作成開始時期については監督員との協議とし、これ以降の真夏日の発生日数は考慮しない。
- (5) 監督員は、提出された資料を確認し現場管理費率（熱中症対策補正含む）を第5条により算出し、設計変更を行う。

(積算方法等)

第5条 対象工事の監督員は、以下により現場管理費の補正を行うものとする。

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工事期間中の最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

$$\text{熱中症対策補正値 (\%)} = \text{工事期間の真夏日の発生日数} \div \text{工事期間} \times 1.2 \text{ (補正係数)}$$

熱中症対策補正値 (%) は少数点以下 3 位を四捨五入し 2 位止めとする。

現場管理費率 (熱中症対策補正含む)

$$= (\text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数}) + \text{補正値} + \text{熱中症対策補正値}$$

(2) 補正時期

現場管理費の補正は、最終変更契約において行うものとする。

(3) 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、施工箇所毎に算出した熱中症対策補正値にて補正を行う。

(気温の計測方法)

第6条 気温は、気象庁の地上気象観測所の測定値を用い、単価適用地区が豊田加茂1の場合は豊田地域気象観測所、単価適用地区が豊田加茂2の場合は稲武地域気象観測所を適用することを原則とする。

これにより難しい場合は、受発注者間の協議により測定方法を決定することも可とするが、計測に費用が発生する場合は受注者の負担とする。なお、暑さ指数 (WBGT) を用いる場合は、WBGT が 25°C 以上となる日を真夏日と見なす。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項、又はこの要領の規定により難しい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

熱中症対策費を補正する場合の提出資料(任意様式)の作成方法

工事期間内における真夏日の発生日数を確認できる資料を作成する。

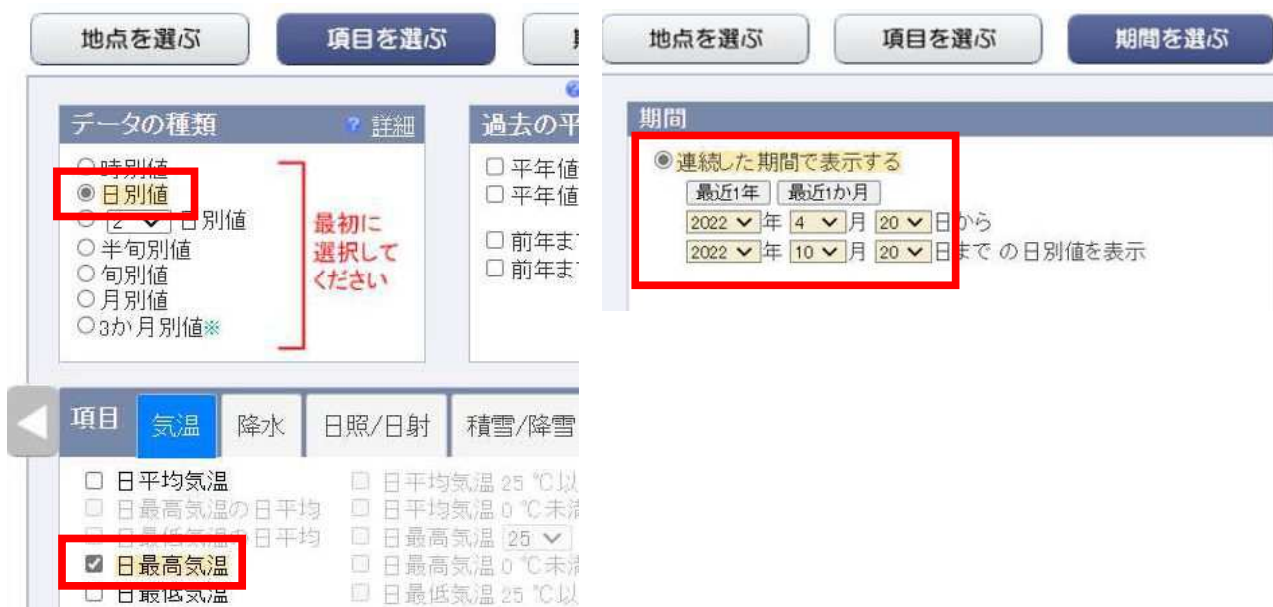
記載方法例(気温)

気象庁観測地点における日最高気温の取得方法の一例を示す。

- ① 気象庁の Web にアクセス <https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>
- ② **地点を選ぶ**画面で、**施工箇所の単価適用地区が豊田加茂 1** の場合は**豊田**、**豊田加茂 2** の場合は**稲武**を選択



- ③ **項目を選ぶ**画面で**日別値**、**日最高気温**を選択。**期間を選ぶ**画面で**工事期間**を指定



④ CSV ファイルをダウンロードからエクセルを出力



⑤ ダウンロードしたエクセルから真夏日の日数を算出 ⇨ 単価適用地区が豊田加茂1と豊田加茂2が混在する点在工事においては、豊田・稲武地方気象観測所の双方の出力結果から算出する

(記載例)

	名古屋	名
4	年月日	最高気温(°C)
5	2022/4/20	23.7
6	2022/4/21	21.4
7	2022/4/22	25.2
8	2022/4/23	25.6
<hr/>		
118	2022/8/11	34.5
119	2022/8/12	31.5
120	2022/8/16	35.4
121	2022/8/17	29
<hr/>		
184	2022/10/19	
185	2022/10/20	
186		
187	工事期間	真夏日数
188	181	96

真夏日
日最高気温が30度以上の日をいう。但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

夏期休暇3日間は工事期間と真夏日から除く

最終変更設計書の作成開始時

工事の始期から工事の終期までの工事期間と、最終変更設計書の作成開始時までの真夏日の合計を明記して、監督員へ提出する。
 工事期間に 年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作工を含む工事で、工場製作のみを実施している期間、工事の全部中止している期間は含まない。

契約工期184日-対象外期間3日=181日

点在工事における施工箇所毎の工事期間は変わらないが、真夏日数は単価適用地区に応じて算出する

※1 実績によらず、年末年始は6日間、夏期休暇は3日間とする
 ※2 工事請負契約約款第20条に基づいて中止した場合